

富山県県産材利用促進条例（案）の概要

第1章 総則

県産材の利用の促進により、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林（人工林）の適正な整備と快適で豊かな県民生活の実現に寄与（第1条）

第2章 基本計画等

- ① 県は、「県産材利用促進基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進（第8条）
- ② 県産材の利用の促進に関わる事業者（森林施業、木材の加工・流通、建築物の設計・施工）の連携協力を推進（第1章第5条、第9条）

第3章 基本的施策

- ① 林業の生産性と県産材の供給能力の向上（第10条）
- ② 県産材を使用した建築材料の品質性能の確保と流通の円滑化（第11条）
- ③ 木造建築物（住宅・非住宅）の需要開拓の支援等（第12条）
- ④ 設計者等の育成（第13条）
- ⑤ 研究開発の推進（第14条）
- ⑥ 「木育」など県民・事業者の理解の増進（第15条）

第4章 財政措置等

- ① 財政措置（第16条）
- ② 県の公共建築物等における率先利用（第17条）
- ③ 市町村に対する支援（第18条）
- ④ 顕彰（第19条）

・ 同趣旨の条例をこれまで徳島、茨城、秋田の3県が制定済（平成28年5月現在）
・ 基本計画の策定（第8条）、県産材利用促進協議会（第9条）、森林境界の明確化の促進（第10条）、建築材料の流通の円滑化（第11条）、木造建築物の需要開拓の支援（第12条）など、先行県の条例に比べてより踏み込んだ内容や先行県の条例にはない新たな規定を盛り込む。